

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、 2017 年度政府予算に係る意見書

日本は、OECD 諸国に比べて、1 学級当たりの児童生徒数や教員 1 人当たりの児童生徒数が多くなっている。また、障害者差別解消法の施行にともなう障害のある子どもたちへの合理的配慮への対応、外国につながる子どもたちへの支援、いじめ・不登校などの課題など、学校を取りまく状況は複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は拡大している。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加している。こうしたことの解決にむけて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要である。

しかしながら、第 7 次教職員定数改善計画の完成後 10 年もの間、国による改善計画のない状況が続いている。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要である。一人ひとりの子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠である。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率は 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられた。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数配置が行われているが、国の施策として定数改善にむけた財政保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。子どもの学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。

以上のような理由から、計画的な教職員定数改善を推進するとともに、義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を 2 分の 1 に復元することを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 9 月 21 日

宮崎県西都市議会

(提出先)

内閣総理大臣	安 倍 晋 三 様
内閣官房長官	菅 義 偉 様
文部科学大臣	松 野 博 一 様
総 務 大 臣	高 市 早 苗 様
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 様